

加入促進キャンペーンを実施します 町税などのお支払いは便利な口座振替で!

■ 税務課納税係【☎ 028(677)6035】

町では、町税などの納付には安心して便利な口座振替をお願いしています。口座振替なら納め忘れがなくなり、金融機関などに出向く手間も省けて大変便利です。また、納付書が不要なので紙資源の削減につながり、環境に優しい納付方法です。口座振替加入促進キャンペーンでは、対象者にプレゼントがあります。この機会にぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替加入促進キャンペーン

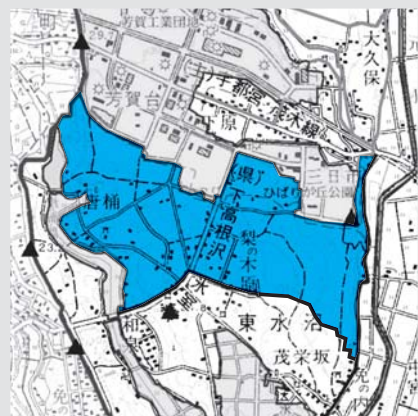
- 1 プレゼント品**
もえるごみ収集袋(容量45リットル・10枚)
- 2 プレゼント対象者(先着100人)**
⑤の対象税目の中で、1つ以上新規または追加申し込みのある人
※既に口座振替を利用している人が、口座振替を1度解約し、再度申し込みされた場合はキャンペーン対象外です。
- 3 期間**
7月1日(水)～8月31日(月)
- 4 口座振替加入受付場所**
税務課窓口
※金融機関窓口での申し込みはキャンペーン対象外です。
- 5 対象税目**
町県民税(事業所を除く)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
- 6 手続きに必要なもの**
通帳、通帳の届出印
- 7 振替できる金融機関**
足利銀行、栃木銀行、真岡信用組合、はが野農業協同組合、ゆうちょ銀行

地籍調査を実施します

■ 建設課地籍調査係【☎ 028(677)6097】

町では、平成24年度から地籍調査を行っています。地籍調査とは、土地に関する戸籍調査ともいわれ、一筆ごとの土地について所有者・地番・地目・境界・面積について調査や測量を行います。

今年度は、大字下高根沢、東水沼の一部を実施します。正確な調査を行うため、関係者立ち会いのもと境界を確認するなど、土地所有者のご協力が必要です。調査に関して、費用の個人負担はありません。町民の皆さんのご協力をお願いします。



【今年度事業対象地区】
大字下高根沢、東水沼の一部

個人番号カードで暮らしを便利に

■ 企画課情報広報係
【☎ 028(677)6099】

平成28年1月から個人番号カードの交付が始まりました。今年度の10月以降に、住民票に登録されている住所に、マイナンバーの通知が届きます。その後申請していただくことにより、平成28年1月から個人番号カードを無料で交付します。



マイナちゃん

- 個人番号カードを利用すると、今よりもっと暮らしが便利になります!**
- 1 マイナンバーを証明する書類として利用できます。**
例えば、役場に出す書類で住民票や所得証明書を省略できます。
 - 2 本人確認の際の身分証明書として利用できます。**
マイナンバーの提示と本人確認が同時にできる、唯一のカードです。
 - 3 町が実施するさまざまなサービスがこれ1枚で利用できます。**
将来的に考えられるサービスとして、図書利用者カードとしての利用、ひばりタクシー
 - 4 コンビニエンスストアで住民票と印鑑登録証明書が取得できます。**
コンビニエンスストアで、住民票と印鑑登録証明書が、全国どこでも取得できるようになります。仕事の帰りや、休日に急に必要になったときに大変便利になります。町では、平成28年1月中旬にサービス開始できるよう準備を進めています。
- ※マイナンバー制度に関しては、今後もお知らせしていきます。

8月から 介護保険制度が変わります

■ 高齢者支援課介護保険係【☎ 028(677)6015】

8月から、介護保険法の改正に伴い介護保険制度の一部が変わります。介護サービスを利用されている方やそのご家族の方に関わる内容が変更になりますので、よくご確認ください。

その1

一定以上の所得のある人は、サービスを利用した時の負担割合が2割になります。

介護サービスを利用する場合の利用者負担は現在1割ですが、一定以上の所得(基本は160万円以上)がある人は、2割の負担が必要になります。

7月末に負担割合証を送付しますので、被保険者証と併せてサービス事業者へ提示してください。

その2

月々の負担の上限(高額介護サービス費の基準)が変わります。

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担は、月の上限が設定されています。現在一般的な所得の人の負担は、37,200円ですが、特に所得の高い人(課税所得145万円以上の65歳以上の人)がいる世帯では、44,400円に引き上げられます。

その3

食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります。

現在、所得の低い人が介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ショートステイを利用する場合、食費・部屋代については軽減措置を行っています。しかし、在宅で暮らす人との公平性を保つため、次に掲げる一定以上の預貯金等の資産をお持ちの人は、軽減措置の対象外となります。

- ① 配偶者が町民税を課税されている人
- ② 預貯金等の金額が、配偶者がいる場合2,000万円、いない場合1,000万円を超える人

その4

特別養護老人ホームの相部屋を利用する町民税課税世帯の人などの部屋代負担が変わります。

町民税課税世帯の人が、特別養護老人ホームの相部屋(多床室)を利用(ショートステイを含む)する場合、料金に新たに室料相当額が上乗せになります。

具体的な費用については、利用する施設へお問い合わせください。



介護保険制度改正についての詳細は、
高齢者支援課介護保険係【☎ 028(677)6015】
にお問い合わせください。